

議案第 5 0 号

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の  
制定について

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を次の  
ように定める。

平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日 提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成 2 年上尾市教育委員会  
規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式(第3条、第11条関係)

入学準備金・奨学金貸付申請書

年 月 日

(宛先) 上尾市教育委員会

申請者 ㊟

次のとおり、入学準備金・奨学金の貸付けを受けたいので申請します。

保護者(親権者)	ふりがな氏名	年 月 日生 歳				
	住 所	電話				
生徒・学生	ふりがな氏名	年 月 日生 歳				
	住 所	電話				
希 望 事 項	入 学 準 備 金	貸付額	円	奨 学 金	貸付額月額	円
在 学 校				卒 業 予 定	年 月	
進 学 希 望 校	第 1 希 望			第 2 希 望		
家 族 の 状 況	氏 名	続 柄	年 齢	(同・別) 居	勤 務 先 又 は 学 校 名	年 間 収 入
	合 計					
連 帯 保 証 人	住 所				電話	職業
	ふりがな氏名	年 月 日生 歳 <span style="float: right;">㊟</span>				申請者との関係

貸付資格の審査のため、教育委員会が申請者(奨学金の貸付申請にあたっては、保護者)の所得及び市税(国民健康保険税を含む。)の納付状況を調査することについて同意します。

年 月 日 申請者(奨学金の貸付申請にあたっては、保護者) ㊟

貸付資格の審査のため、教育委員会が連帯保証人の住民記録及び所得を調査することについて同意します。

年 月 日 連帯保証人 ㊟

## 附 則

この規則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

## 提案理由

入学準備金及び奨学金の貸付資格の調査に関し、申請者等に同意を求め  
る事項を明確にするための改正をしたいので、この案を提出する。

## 議案第 5 1 号

平成 3 0 年度当初給食調理員人事異動方針について  
平成 3 0 年度当初給食調理員人事異動方針を下記のとおり定める。

平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

平成 3 0 年度当初給食調理員人事異動方針

平成 2 9 年 1 1 月 日

上尾市教育委員会決定

### 1 基本方針

平成 3 0 年度当初給食調理員の人事異動の実施に当たっては、学校運営の円滑化及び職員の士気高揚を図るため、本人の希望を把握するとともに、勤務年数、年齢等を勘案し、適切に実施するものとする。

### 2 給食調理員の人事異動に係る実施要領

(1) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年以上となる職員は、次に掲げる場合を除き、異動対象とする。

ア 平成 3 0 年 4 月 1 日において、年齢が 5 9 年に達している場合

イ 所属している学校の業務に支障をきたす場合

(2) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年未満の職員についても、異動の希望がある場合その他の特別な事情がある場合においては、異動対象とすることができる。

(3) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 の規定に基づき常時勤務を要する職に従事する再任用職員又は同法第 2 8 条の 5 の規定に基づき短時間勤務の職に従事する再任用職員のうち、任期が更新されることとなるものについては、必要に応じて、異動対象とする。

### 提案理由

給食調理員に係る平成 3 0 年度当初人事異動について、人事異動方針を定めたいので、この案を提出する。

## 議案第 5 2 号

平成 2 9 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況について

教育に関する事務の管理及び執行の状況について、下記のとおり、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を上尾市議会に提出するとともに、公表する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日 提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

### 記

#### 1 評価の対象

評価の対象は、第 2 期上尾市教育振興基本計画に掲げられた教育行政の 7 つの基本目標の下に体系付けられた施策及び事務事業とする。なお、評価対象年度は平成 2 8 年度であり、評価基準日は平成 2 9 年 3 月 3 1 日とする。

#### 2 評価の結果

別冊「平成 2 9 年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価報告書」記載のとおり

#### 3 市議会提出日時

平成 2 9 年上尾市議会 1 2 月定例会開会の日

#### 4 報告書の公表

上尾市図書館及び上尾市役所本庁舎 1 階情報公開コーナーにおける閲覧のほか、上尾市 W e b サイトに掲載し、公表する。なお、公表の開始日は、上尾市議会に提出した日の翌日とする。

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 6 条第 1 項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を上尾市議会に提出するとともに、公表したいので、この案を提出する。

議案第 5 3 号

平成 3 0 年度上尾市小・中学校教育指導計画基本方針について

平成 3 0 年度上尾市小・中学校教育指導計画基本方針における「上尾市における教育の基本的な考え方」を下記のとおり作成する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

- 1 作成内容 別紙のとおり

提案理由

平成 3 0 年度上尾市小・中学校教育指導計画基本方針について、「上尾市における教育の基本的な考え方」を決定したいので、この案を提出する。

## I 上尾市における教育の基本的な考え方

### (1) 基本理念

本市では、平成23年度から、「夢・感動教育 あげお」を基本理念として、教育の振興に取り組んできました。この基本理念は、おおむね10年先を見通した基本理念としたことから、本年度も引き続き「夢・感動教育 あげお」を基本理念に掲げ、教育の振興に取り組んでいきます。

**夢**

知・徳・体の調和がとれ、夢や目標・志を持って自己実現を目指す、変化の時代をたくましく生き抜く自立した人間を育成する教育を実践します。

人と人とのつながりや学校・家庭・地域のつながりの輪を広げ、一体となって、共に生きることの素晴らしさ、尊さを享受し、感動する心を大切にする教育を実践します。

**感動**

### (2) 基本方針

基本理念「夢・感動教育 あげお」の実現のため、本市の教育が目指す基本的な考え方として、次の3つの基本方針を定めます。

#### 生きる力を育む

子供たちを取り巻く社会や環境が急速に変化する時代にあっては、個性を尊重するとともに能力を伸ばし、知・徳・体の調和を図りつつ、公共の精神、他者を思いやる気持ちや感謝する心などを尊ぶ社会の一員として、自ら学び、考え、たくましく自立するための生きる力を育むことが重要です。

#### 学ぶ喜びを育む

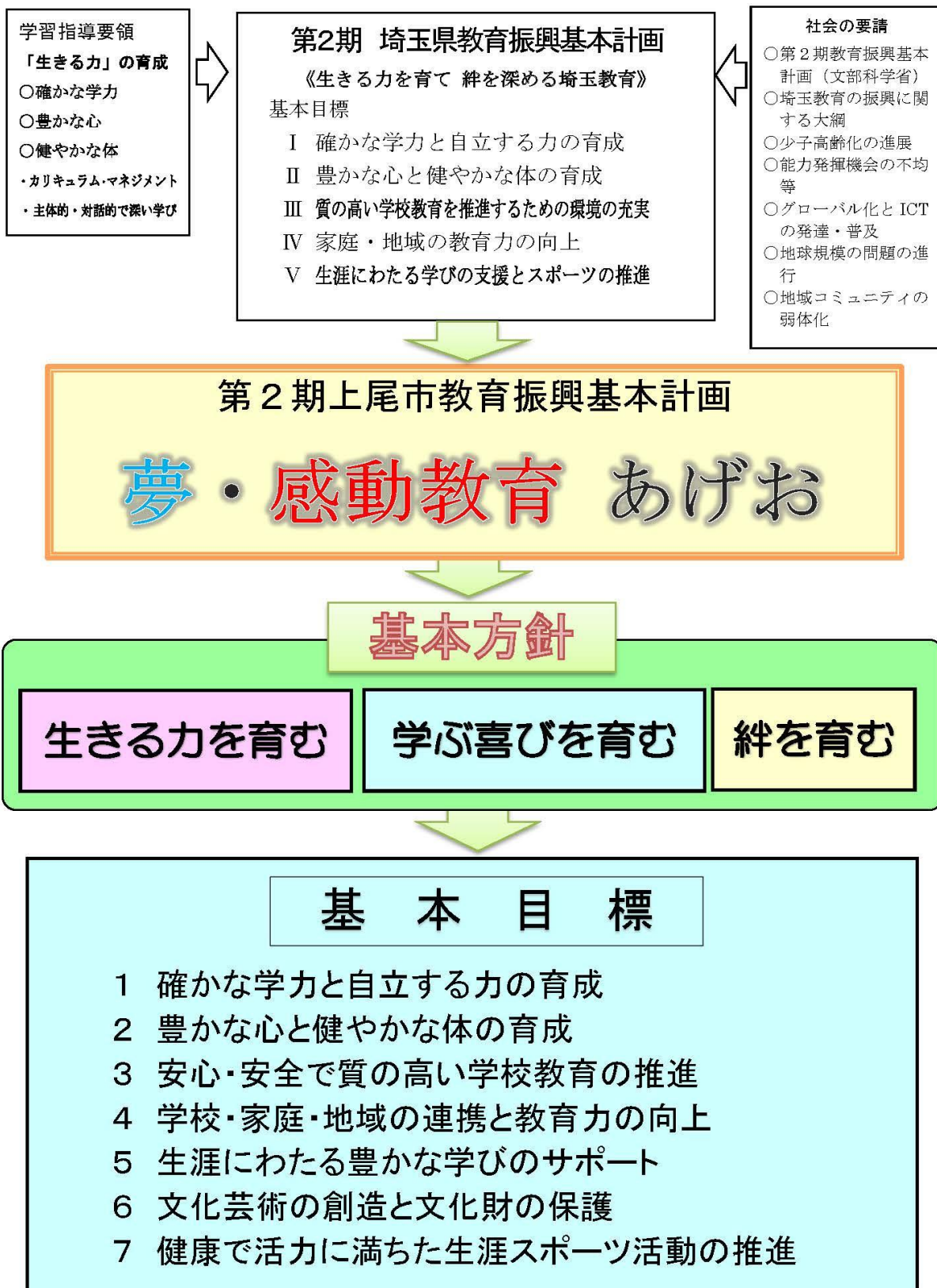
学ぶことは、人々に楽しさや満足感、達成感などの喜びを与えてくれます。学ぶことによって得た喜びは、学び続けることへのきっかけとなり、人々の能力を向上させ、人生を豊かにします。また、一人一人が学んだことを社会に生かすことで、社会全体の発展につながります。全ての市民がいつでも、どこでも学ぶことができ、笑顔いっぱいの社会の実現を目指し、学ぶ喜びを育むことが重要です。

#### 絆を育む

少子高齢化やグローバル化が進展する社会を生き抜くためには、学校や家庭、地域、行政はもとより、企業や大学、関係団体など社会全体が連携・協働して一体となって取り組むことが必要です。

郷土に誇りと愛着を持つ人づくりや、より良い社会づくりのためには、市民一人一人が、教育に対する関心を高め、主体的に教育に参画し、市民の絆を育むことが重要です。

### (3) 上尾市学校教育全体構想





#### (4) 目指す児童像・生徒像

自分に厳しく、相手に優しくできる自己を確立し、友達や大人から「頼もしい」と信頼され、頼られる児童生徒。

##### 実現のための行動指針 10項目

- 1 早寝・早起きを心がけ、規則正しく生活する習慣を身に付ける
- 2 自分から進んであいさつをする
- 3 いじめを「しない・させない・許さない」強い意志をもつ
- 4 学校や家庭、地域のルールを守り、社会の一員としての責任をもつ
- 5 一時間一時間の授業に集中する
- 6 授業中は真剣に考え、友達と互いに学び合う
- 7 毎日、必ず、家庭学習を行う
- 8 本を読む習慣を身に付ける
- 9 進んで体を動かし、たくましい心と体を育てる
- 10 健康に気を付け、安全で楽しい生活を送る

#### (5) 目指す教師像

自分に厳しく、相手に優しくできる人間として、児童生徒、保護者、地域、同僚から「頼もしい」と信頼され、授業で勝負し、頼られる教師。

##### 実現のための行動指針 10項目

- 1 教育は感化、自らの「人間性」を常に磨き続ける教師
- 2 謙虚な姿勢で、丁寧な言葉や立ち居振る舞いを身に付けた教師
- 3 児童生徒の心に寄り添い、温かい人間関係を築ける教師
- 4 児童生徒の深い学びを追究するため、教材研究を続ける教師
- 5 児童生徒の努力やよさを認め、ほめ、「自己有用感」を育てる教師
- 6 教えるのではなく学ばせ、児童生徒に学び方を指導する教師
- 7 児童生徒の好奇心をゆさぶり、学習意欲を引き出せる教師
- 8 各時間のめあてを示し、児童生徒に達成感を味わわせる教師
- 9 学び合いを促すことで、児童生徒に学びがいを実感させる教師
- 10 ICT機器を有効に活用し、児童生徒の理解を深めさせる教師

議案第 5 4 号

上尾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について  
上尾市スポーツ推進審議会委員に下記の者を委嘱する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

1 委嘱 [任期：平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日まで]

氏 名	住 所 等	役職名等	備考
いのうえ しげる 井上 茂	上尾市東町二丁目 4 番 1 1 号	市議会議員	新任

提案理由

上尾市スポーツ推進審議会委員に変更が生じたため、上尾市スポーツ推進審議会条例（昭和 5 1 年上尾市条例第 3 0 号）第 4 条の規定により、その後任として委嘱したいので、この案を提出する。